

困りを持つ子どもとその保護者への支援

講師 坂本 理 こどもみらい館事業課担当係長

1. はじめに

教育や保育、対人支援職の皆さんは“困っている子を助けたい。少しでも力になってあげたい”という思いを持ち、その思いがこの職業を選ぶ動機となった方も多いのではないのでしょうか。しかし実際に現場で働いてみれば、子どもの行動や親への対応、職場の人間関係、記録や雑用の多さなどに疲れ悩むこともあるでしょう。

今日は、大人からみると困った行動は、実は子ども自身が一番困っているということを立ち止まって考え、今までよりさらに実感していただくことで“困っている子の力になってあげたい”という力強いモチベーションを復活、あるいは維持し、関わりを考える一助になればと思います。

2. 『困り』という言葉について

『困り』というのは、客観的、一義的に定義される言葉ではなく、子どもや養育者あるいは障がい者等が主観的に抱える問題です。そのため『困り』というと「我儘を言っている。みんな同じ条件なのだから困っても本人の問題だ。この程度の事には合わせられないと、社会に出れば特別な配慮はないのだから配慮などしない方が後々の本人のためだ。」という声をいまだに聞くことがあります。遠慮なく申し上げれば、こうした考え方は子どもたちの前に生きる世代の大人の怠慢です。平等を履き違え、固有の人権を否定し、多くの子ども達に無力感をもたらし、子どもの将来の可能性を潰し、ひいては大げさでなく国を潰してしまいます。現実には社会的引きこもり 100 万人の時代になってしまいました。一言で引きこもりと言っても、様々な背景があります。そして、子ども時代に出会った大人のもう少し上手な配慮が

あれば、社会で活躍できている人がいた可能性があるのです。特に無限の可能性を秘めた子どもたちに関わる職種のみなさんには、自己否定ではなく支援方法を求める前向きな反省心というのが常に必要なのだと思います。

3. 根本的に変わった障がいの定義

ここで押さえておきたいこととして、障がいの定義が根本的に変わったということがあります。WHO（世界保健機関）は心身機能・構造だけでなく活動・参加への制約が問題であり、背景因子として環境を重視しました。環境のあり方によっては障がいがなくなる、本人が『困り』を持たないのであれば障がいではない、障がいであるか無いかは本人だけの問題ではないと定義されました。様々な特徴を持つ一人一人が当たり前に参加できるよう、社会の側を変えなければならないという国際的な方針へと変わっています。

日本でも、2021 年 5 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」が成立しました。改正法が施行されこれまで努力義務に留まっていた民間事業所の合理的配慮も義務となりました。関連して『子どもの世界の革命』とまで呼ばれる 2016 年の児童福祉法改正においては、児童は保護の対象から権利の主体へと変更されました。

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定められました。児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の批准から 20

年以上かかって、国内法に権利という文言が入りました。弁護士によると権利という言葉が入ると根本的に法的な権限が変わるということです。児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）も改正を繰り返し、第一条「この法律は児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、…」とあるように、児童虐待は重大な「人権侵害」だと位置付けられました。児童虐待は、自分の子だから多少は仕方ないではなく、明確な日本国憲法違反です。

4. 伝わらないことから生まれる『困り』

動物の中で白目があるのは人間だけだと知っていますか？他の動物、発生学的系列で一番近いチンパンジーにも白目はないそうです。白目の発達により、相手がどこに注目しているのか瞬時にわかる、何を欲しているか、どこを警戒しているか、どちらに向かうか等、お互い目を見ればある程度の事が読み取れるようになっていきます。体力的に弱い人間が、瞬時の判断ができるよう、生き残る術の一つとして発達したという事です。

人間は、お互い知らず知らずにノンバーバル(非言語)なコミュニケーション手段をベースに生活しています。言葉を発しなくともそれなりに通じる部分が多くあります。逆に言えば、ノンバーバルなコミュニケーションが苦手なタイプの人の『困り』はとても大きいということです。

想像してみてください。あなたは1歳を過ぎた子どもで運動発達はゆっくり、自分ではまだうまく移動できません。有意語も出ていません。目が覚めたところ猛烈におなかが減っている事に気が付きました。両親はお互いに相手が食事を与えたと思ひ込んでいます。泣いても「はい、はい」と遠くから声を掛けられるだけです。そんな時どうしますか？もっと泣く、食器などを指差したり視線を向けながら両親いずれかと視線を合わせ、悲しい表情をすればきっとおなががすいていることは通じます。「俺あげてないよ。」「え！私も。あーごめん。ごめん。ごはんだったね〜。お腹減ってたね。」と、親子共々それ程の労力を使う事なく目的に辿りつけるでしょう。

ではここで、視線も指差しも、表情もうまく使えないとしたらどうでしょうか？無論言葉も出ていません。泣いても通じません。お腹が減って喉も乾いて仕方ありません。「ギャー」と力の限り泣き叫ぶしかないのではないのでしょうか？全身全霊で泣き叫び、手に触れるものは手あたり次第叩き、投げつけ、顔や頭を搔きむしり、パニックのような状態になるのではないのでしょうか？その子にとったら、大げさではなく命がけなのです。でもそんな状況を見たら、周囲の反応はどうでしょう？「また癇癪起こして……。やりづらい子だ。」などと言われるのではないのでしょうか。親が食事をあげていない事に気がついた後も、「あ、そういえばごはんあげてなかったね。ごめんね……。」「だけどそんなギャーギャー言わなくても。今あげるから。わかったから。ほんとに要求のきつい子だ。」となるのが一般的です。

しかし、子どもの側からしてもそんな労力を使うのは大変で、指差しや視線、表情など自然に上手に使えたら楽なのです。乳幼児でも、ノンバーバルな手段（指差しや表情、視線など）が上手に使えるか否かで、同じ欲求不満場面であっても、本人の『困り』も周囲の『困り』も全く違います。そしてさらに重大なことに、両者の関係性がより親密な関係に向かうか、扱いづらい子どもとして心理的な距離を取る方に向かうか、大きく変わってしまうのです。前者がいわゆる定型発達の子に多く、後者がいわゆる非定型発達の子に多いパターンです。どっちがいいという話ではありません。ただ、子どもが『困り』を持つ事から大人の困りに繋がり、関係性の負のスパイラルに陥りやすいのは明らかに後者（非定型発達の子ども）なのです。

ここで大事な視点ですが、定型発達の子も、適切に要求に応じてもらえなければ、力の限り泣き叫ぶ、ということです。伝わらなければ、応えてもらえなければ、誰だって周囲からは手の付けられない表現の仕方をせざるをえないのです。発達障がいだから癇癪をおこすのではなく、伝わらないから癇癪をおこすのです。最近の PECS(絵カー

ド交換式コミュニケーションシステム)の実践報告などを見れば、自閉スペクトラム症の子どもでも、丁寧に伝達の水路を開けば、穏やかに通じ合える場面が多くなる事は明らかです。

5. 保護者へのアプローチに『困り』の視点を

保護者に子どもの課題点をお伝えする際にも、『困り』の視点はとても有効です。

例えば、1歳6カ月健診で指差しがなかったり、共同注視がないと、指摘されます。その際、指摘する側が、「この時期に指差しや共同注視がないと自閉症かもしれないから」とか「Mチャットにあるから指摘しておかないと」といった形式的な姿勢で伝えても、保護者はなかなか受け入れられません。「指差し?そんな事でこの子の何がわかるの?」というのが、指摘された多くの保護者の本音です。「指差しに象徴されるように、コミュニケーションが苦手なタイプのお子さんかもしれません。周囲に上手く伝えられずに、この子自身が困っているかもしれないので、一緒に考えていきませんか?」という姿勢でアプローチして初めて素直に耳を傾けられるのではないのでしょうか。保護者にとってはただ課題点や問題点を指摘されるより、子どもが困っているという現状の方が、遥かに受け入れやすく、支援者と協同しながらやっていこうという前向きな姿勢を築きやすくなります。

6. 児童虐待による影響

『困り』を持つのは発達障がいの課題を持つ子どもに限ったことではなく、児童虐待の影響もあります。児童虐待で不適切な養育をされてきた、またはされている子どもは、自分でも気が付いていない様々な『困り』を抱えている事があります。

まず押さえておきたい事です、今や児童相談所(以下、児相)への虐待通告は年間20万件とされています。現実には虐待は決して珍しい事象ではなくなっています。この数はモニタリング継続などを含め、毎年積みあがっていて、想像を超える数になります。児童虐待の中には軽微なもの

から重篤なものまでありますが、虐待を受けている子どもというのはなにも特別な存在ではないのです。

また虐待に関連して気を付けなければならない『否認』と言われる心の防衛機制があります。自分が拠り所になっている安全な世界を揺るがすような出来事を見聞きするので「児童虐待などテレビの向こうの話。そんなことがあるわけがない。」と否定してしまうのです。事態を過小評価することで自分の主観の安全な世界が脅かされないようにする等、誰の心にも知らず知らずのうちに防衛機制が働きます。周囲が気が付いていても重大な結果になる事案が後を尽きない大きな理由の一つが、この『否認』の防衛機能です。児童虐待のような心がえぐられるような出来事では特にかかる機制です。子どもを守る責任のある大人として、そのような防衛機制が働くということを意識しておく必要があります。

事件化される事案では児相による介入に焦点が当たりますが、虐待と言っても圧倒的大多数の親子に必要なのは、支援的に関わる寄り添い型の支援です。介入に至るまでに親が支援され、住み慣れた地域にある家庭で生活できるのであれば、子どもにとってこれに勝る幸せはありません。まずここに社会全体が力を注ぐ必要があります。また児相が介入したら、親子の関係は終わるわけではありません。親子再統合の支援はそこから始まります。児童福祉法第28条による家庭裁判所の審判で分離したとしても、2年ごとに更新が必要です。その際、児相は親子再統合の努力をしてきたかを裁判所から厳しく問われます。

7. ネグレクトがなぜ『困り』につながるか

ネグレクトは、暴力を振るうような身体的虐待や暴言を浴びせるような心理的虐待、魂の殺人とすら言われる性的虐待と違い、やや輪郭がぼんやりした印象を与える虐待分類です。一見、すぐに命の危険がないため、よほど不潔であったり、医療ネグレクト、ゴミ屋敷でない限り、モニター程度で支援者も関わらない、というか関わる余裕が

ありません。しかし、ネグレクトは後の問題行動と言われるものに、心理的に重大な繋がりがある事がわかっています。特に乳児期のネグレクトは、仮に身体的なケアに問題がなくとも深刻です。ちなみに時々誤解がありますが、故意に食事を与えないというのは、子どもの場合、すぐ命にかかわるのでネグレクトではなく身体的虐待だと厚生労働省のマニュアルでも分類されています。

日常の何気ないシーン、例えば、深夜寝静まった後、風が強くなり室外で立て付けの悪い物置の扉がガタガタと揺れ始めました。乳児は泣きだします。乳児にはその音が何かはわからないので、恐怖や不安に駆られて泣きます。乳児は自分の感情をコントロールする事ができません。愛着関係ができて大人が「大丈夫。大丈夫。よしよし。怖くない怖くない。」と抱っこや添い寝をして恐怖や不安を和らげ安全である事を伝える、それが繰り返される中で徐々に恐怖や不安の感情を統制する事ができるようになり、安心感の中で生きていく事ができるようになります。しかし、愛着対象の大人が深夜に外出する等してその場になかったらどうでしょう？物理的には安全な状況下であっても、乳児の主観の中では、自分に危害を加えてくるかもしれない恐怖の刺激に晒され続けます。恐怖に対する人間の反応は逃走、もしくは闘争です。乳児は逃げる事も闘う事もできませんが、生体の反応として、過度の緊張状態に置かれます。このように、恐怖や不安の感情が大人の関わりによってコントロールしてもらえない事が続くと、恐怖や不安があたりまえなものとなり特別なものとして感じなくなります。生きていく上で恐怖感を麻痺させる事が必要だったので必然的にそうになってしまい、恐怖や不安に鈍感で無鉄砲に危険な事でもするような子どもに成長します。

もう一つ重大な問題として、自分が恐怖や不安の感情をリアルに感じないと他者が持っている恐怖や不安の感情にも気付く事が難しくなります。そのため他者が恐れたり不安を抱くような行為を気にせず行ってしまいます。実際、被虐待の

子どもは、無謀な事をして大怪我をしたりさせたりする子どもも多く、また恐怖や不安が恒常的で神経が高ぶった状態が日常なので、常に過覚醒でイライラして怒らなくてもいい刺激や興奮しなくてもいい刺激にも過敏に反応してしまいます。周りからすると、なぜ怒っているのかわかりません。声を掛けただけでビクッとしたり、他の子と同じように注意しただけでパニックになるため、周囲の大人や子どもから難しい子だと煙たがられ、その結果自尊心は低下し、行動は悪い方向へと向かいます。しかし、その子どもたちは自分でもなぜこうなってしまうかどうしていいのかわからず、そう振舞う以外にないからそうしているのです。「何でそんなことするの！」と叱られても、自分でもわからない以上、答えようがありません。守ってくれるべき大人の無責任な対応によって身についてしまった反応なのです。、絶対に大人に守られなければ生きていけない乳幼児は、保護者が積極的に傷つけるような行為をしなくても、悪気がなくとも、不適切な関わりによって心の傷（トラウマ）を負い、その行動すら支配されてしまうのです。

8. 大切なのは理解しようとする事

こうした子ども達に関わる上で、一番大切な事は、まず理解しようとする事です。“わかってもらえている”という感覚は何より心の安定に繋がります。もちろん全てがわかるわけではありませんが“この子の心の中で、自分でもどうしていいかわからない何かが起きている”という理解をしてあげてください。子どもに寄り添うときでも“この子は問題を起こす子だから”と思うのと“この子自身も、なんでこうなってしまうかわからない、自分でもどうしようもない何かに振り回されている”と思うのではふとした拍子に出る支援者の態度や言動が変わってきます。それは子どもに伝わります。伝わるものが違えば、子どもの反応も違ってくるのです。

そして少しずつ自分の感情に気が付けるように、言葉で気持ちのラベリングをしてあげる事が

重要です。「なんかイライラしちゃったんだね」「急に悲しくなっちゃったんだね」等。楽しそうに遊んでいる時には「楽しいね」「嬉しいね」と自分の感情に気が付けるように言葉をかけてあげてください。自分の感情を自覚できる事が、行動をコントロールする事への第一歩です。こうした関わりは、早ければ早いほど有効で、言葉が出る前であっても働きかけてあげてください。

9. トラウマインフォームドケア

これまでの話を聞いて“何とか子どもの力になってあげたいけど、トラウマの治療など、訓練を受けた精神科医や心理士がするものではないの？”と思う方も多いかと思います。勿論、特化した方法を実施するには特化した方法を学ぶ必要があります。しかし、特化した方法以前に、トラウマの影響を受けた人がいるかもしれない現場のあらゆる職種の人たちが共有する事が非常に有効であるとするトラウマインフォームドケア (Trauma-Informed Care:TIC)が、北米で爆発的に支持され、日本でも急速に広まっています。TICは子どもは勿論、親の支援にも有用な視点です。1995年～1997年米国疾病予防管理センターによる小児期逆境体験 (Adverse Childhood Experiences:ACEs) の研究が大きく影響しています。「18歳以前に、虐待やDV、家族の物質乱用・精神疾患・服役等を経験したりする数が多くなるほど、大人になってからの様々な精神疾患や身体疾患、不適応行動のリスクが高まり、寿命にまで影響する。子どもの頃に受けたトラウマは神経発達不全を引き起こす。目の前の状態だけでなく、過去のトラウマやACEsと、その人の現在認められている症状や問題との関連に目を向けることこそが重要だ。」というものです。

日本では、2015年に精神科救急学会が学会レベルでTICの概念を導入し、アメリカでは、2017年にトラウマインフォームドケア法 (Trauma-Informed Care for Children and Families Act)により、各省庁にTICに関する実行委員会が設置されるなどしています。

「トラウマによって生じた様々な症状や行動化を病理や問題行動と捉えるのではなく、それらは危機時における正常な反応であり、適応のための対処と捉える。トラウマによる無力感から抜け出し、コントロール感と有力感を回復するために、脆弱さよりストレングス (強み) に着目する。」これがTICの考え方です。

10. 事例 (突然突き飛ばす男児)

以前まで、問題行動は無視すれば一時的にその行動は増えるが、強化さえしなければ、その行動はやがて減っていく (行動主義心理学に基づく、実際に有効なアプローチ) と言われていました。ところが、不適切な養育を受けてきた子どもや、心の怪我をした子ども (大人も) に対して、問題行動を無視しても、そうした行動が減るどころか、かえって状態を悪化させる場合があると多くの人が経験の中で感じていました。

ある男児が、周囲の子が大声を出したり、物を投げたりして遊んでいると、突然その子をつき飛ばしました。「どうしてそんな事をしたの？」と尋ねても何も答えは返ってきません。“虫の居所が悪かったのかな？でも自分が気に入らないからといって、他児を突き飛ばすのはよくない、今度したら厳しく指導しよう。”保育者がそう思っていると、また同じことが起こります。「なんでそんな事をしたの？お話できるよね」と尋ねても「先生は悲しいよ」と気持ちを伝えても泣きわめくばかりです。それならば、不適切な行動をしたときには無視が鉄則“それがこの子のためになるなら自分も嫌だけどやむを得ない”といった対応をすることがあります。

実はこの子は、継続的なDVを目の当たりにしていた子どもだったのです。母親は夫の元から逃げ現在は安全な環境ですが、DVの緊迫した雰囲気の中で育つという事自体乳幼児にとって逆境体験です。無力な子どもが、身をひそめながら母親に対する暴力が通り過ぎるのを待つという経験は、トラウマになりえます。母親もその当時は自分に暴力が向かう事で子どもを守れるならと

精一杯の愛情だったかもしれず責める事はできません。

しかし、現実には子どもの心の怪我は安全基地たる大人が機能しなければ、次第に深いものとなります。DV が起こるのは“自分が悪い子だからだ”という自責感に苛まれ、一生懸命いい子でいようとする子もいます。

1 1. 問題行動へとつながるトラウマ

トラウマによって、リマインダー（過去のトラウマ場面に似た刺激）をきっかけにフラッシュバック（場面がリアルに蘇る事、思い出すというよりその場にいる臨場感の中に身体ごと置かれる。匂いまで蘇る事がある。）が起こり、行動化するということがあります。この子の場合、大声や物が飛ぶ場面が、リマインダーとなり、父親の暴力場面に直面しているかのような感覚に陥り、「やめろ！」と突き飛ばす行為に繋がっていました。あくまでこの子の頭の中で起きていた事なので、周囲からはこの子が突然暴れたとしか見えません。本人は防御したにすぎないけれど、周りからすれば攻撃に見えます。『急に他の子を突き飛ばす危ない子、乱暴な子』そんなレッテルを貼られてしまっても、不思議ではありません。そして、その子どもが叱責や無視をされれば、また理不尽な環境に置かれ、孤独と緊張に耐えた場面と同じ反応が誘発されます。トラウマ（こころのケガ）からリマインダー（想起させる出来事）となる状況が起こるとフラッシュバック（まさに渦中に置かれた感覚）が起こり、それを避けるための行動をしてしまう。しかしそれはあくまでも個人の頭の中で起きていた事なのです。

トラウマ反応であると理解しないまま、「やめなさい」と叱責や禁止をしても、なぜ本人もそうしてしまったのかわかっていないため、状況は改善されません。その結果、“僕は悪い子”という自責感や“誰もわかってくれない”という不信感や孤立感に繋がっていきます。支援者の叱責や無視等の関わりが、過去の虐待経験を想起、さらにトラウマ反応を誘発する場合があります。まさか

支援を志す自分の対応が、相手に再トラウマを与えていたとは思いつかないでしょうが、その事実を受け止め、急いで改善しなければなりません。

「小さなことから始めましょう」を合言葉に、その子どもへのトラウマの影響を理解し、そこから回復できることに気づくよう、トラウマにかかる知識をあらゆる支援システムに統合し対応することが大切です。

1 2. 再トラウマ化を防止するための主要原則

- ①. 安全（安全を脅かされたことを踏まえ、身体的心理的に安全、安全な関係性を保つ）
- ②. 信頼と透明性（信頼の構築のため組織運営や意思決定を見えやすくする）
- ③. ピアサポート（相互自助の活用）
- ④. 協同と相互性（支援する人もされる人も意見を言い合い、尊重する）
- ⑤. エンパワメント（力の開花を信じ、支援される側が選択できるよう）
- ⑥. 文化・歴史、ジェンダーへの配慮

1 3. 再トラウマ化を防ぐために回避したいこと

- ①. 強制的な対応
 - ②. 威圧的な態度（腕を組む、挑発的な態度）
 - ③. 大声、命令口調、暴言
 - ④. 不親切な態度、無関心な姿勢
 - ⑤. 支援の内容や目標を十分説明しない
 - ⑥. 支援方針の突然の変更、約束を破る
 - ⑦. 相手に誤解を与えるような言葉遣い
 - ⑧. 支援機関の掲示物などの言葉
- 《兵庫県こころのケアセンター 亀岡智美より》

1 4. トラウマに立ち向かうには

先ほどの例で言えば、“自分が悪い子だから”と思ってしまうような関わりを目指してほしいと思います。例えば、「～ちゃんはいいい子なんだけど（自尊心） 急にイライラしちゃったんだね。（感情のラベリング）」「良くない事ってわかってるから（現実認識） 大丈夫だよ。（エンパワメント）」「謝って入れてもらおう。（現実対

応)」というような言葉がけです。

トラウマがあろうとなかろうと、どんな子にも指導やルールは必要です。むしろ、個人の権利を守られてこなかった子どもにこそ、お互いの安全を守るルールの存在についてきちんと教える必要があります。

虐待など、トラウマの話を聞くと、こんな一般論でもなんとなく気が重くなりませんか？トラウマは必ず関わった人をしんどくさせるため、どうしても目を逸らされがちになります。関わらないように、触れないように人を仕向けます。それがトラウマの恐るべきパワーですが、目を逸らしてはいつまでもその影響に振り回されてしまいます。

支援者も一人で立ち向かうのではなく、チームで向き合う事が必須です。個々の担当者がどんな気持ちになるかわかってあげるといふ風土が不可欠です。そうすれば、必ず乗り越えられます。

15. 日々発達する子ども

発達障がい課題でもトラウマの課題でも、子どもを支援するにあたって根本的に大切な認識は、発達とは決して抽象的な事象ではないということです。子どもの頭の中では日々、驚くような生物学的な変化が起こり、その経過は環境、つまり周囲の人間の反応で大きく変わります。子どもに対する大人の何気ない言動が、生物学的な基盤そのものに影響しているのです。子どもが小さいから覚えていないとかいう問題ではなく日々の大人の言動が、重大な影響を与えています。

脳は、重さだけで見ても、8か月までに出生時(350g～400g)の倍、3歳までに3倍、5歳で成人と同じ1500g前後に育つそうです。脳の重さだけ見てもこれだけ変化しており、物理的にも昨日の自分とは違う自分を抱え、まさに成長するという命がけの大仕事を日々やっています。それは大局的に言えば、人類を継続するという大仕事に他なりません。そして日々成長するという事は、小さければ小さいほど、受けたダメージからも力強く回復する可能性がある事を示しています。

16. 子どもを救うのは寄り添ってくれる人

虐待やいじめのサバイバーの人たちからの証言で、改めて見直されているきわめて重要な事は、身近に一人でも自分に寄り添ってくれる人がいたという事実です。

・家や学校では邪魔者扱いだったけど、駄菓子屋のおばあちゃんはいつも温かかった。だから乗り越えられた。

・家の人は冷たく、居場所がなくてしんどかったけど、保育所に行けば大好きな先生がいつも優しく迎えてくれた。隣にいてくれた。できれば将来は保育士になりたい。

これこそが、根本的に重要な事だと見直されてきているのです。

早稲田大学社会的養育研究所を立ち上げた上鹿度和宏教授は、長年の臨床経験や医療、福祉、哲学の研究を重ねる中で、こう述べておられます。

「特定の精神療法を勧めるよりも、何よりもまず、子どもが“一緒に生きてくれる人がいる”と思える事が、生きていく最大の力になる。“一緒に生きてくれる人がいる”とすべての子どもたちが思える社会が作られることに、力を注いでいかなければならない。」

17. ある少年のエピソード

最後にノーマライゼーションどころか特別支援教育などがまだまだ普及していない頃のアメリカ、デトロイトでの話を紹介します。

小学校に入ったばかりの一人の少年がいました。彼は目が不自由で視力は明るさを感じる程度です。人の手助けなしでは何もできないと劣等感に苛まれていました。担任の先生は、何とかこの繊細な少年に自信を持たせたいと日頃から思案していました。

そんなある日、教室で飼っていたマウスがケージから逃げ出すという大事件が起こります。教室は大騒ぎになりました。しかし目の不自由な彼は席から動く事もできません。その瞬間、先生はとっさに閃きます。先生は「静かに！みんな、席に戻りなさい！そして目を瞑って静かにしなさい。

あんな小さな生き物を皆が大騒ぎしたところで見つける事などできません。見つける方法はただ一つ。ここは人並外れた素晴らしい耳を持っている〇〇君に見つけてもらうしかありません」と言いました。そして彼は静まった教室の中で、見事にマウスを見つけ出します。その日から彼のクラス内での立ち位置は劇的に変わり、彼は物凄い耳（聴力）を持つ人物としてクラスメイトから一目置かれるようになりました。自信を得た彼は、自分の才能に目覚め、まい進するようになります。そして、その才能は後年見事に開花しました。この少年こそスティーヴィー・モリス、後に世界の音楽シーンを席卷し、一時代を築くスティーヴィー・ワンダーです。

マウスが逃げた時、もし担任の先生が「あなたは目が不自由なのだから、危ないから座っていなさい！」と言えばそれまででした。別に問題にもならない、むしろそれが普通の対応です。しかし、この先生は普段から、「この子に何とか自信を与えたい」と考え、悩んでいて、それが一瞬の閃きに繋がったのでしょうか。これは、スティーヴィー・モリス少年の人生において奇跡以外の何物でもありません。つまり先生というのは、金の卵と日々向き合う、人生に奇跡を起こせる、すばらしい職業なのです。そして奇跡を起こせたのは、普段から、「この子のためには何がいいのだろうか」と一生懸命考えていたからではないでしょうか。

18. おわりに

乳幼児期には、大人も全身で向き合い、「この先、決して楽しい事ばかりじゃないけど、心から嬉しくて楽しい瞬間も一杯あるよ。大好きだよ！」という事が身体ごと味わえる時間を沢山持てるよう関わることが、未来を生きる乳幼児へ送ることの出来る強い強いエールではないでしょうか。